

厚真町交流促進センター指定管理者募集要項

1 指定管理者の募集

地方自治法第244条の2及び厚真町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条の規定により、次の施設の指定管理者の募集を行います。

厚真町では、厚真町交流促進センター（以下「交流促進センター」という。）の指定管理者の指定にあたり、広く事業者を公募し、効率的な施設の管理運営により、利用者へのサービスの向上と利用促進の拡大について創意工夫のある提案を募集します。

2 施設の概要

(1) 名称：こぶしの湯あつま

(2) 所在地：厚真町字本郷229番地の1の一部、195番地の8、195番地の9の一部

(3) 設置の目的：都市住民と町民のふれあいや交流を通し、産業の振興と住民福祉の増進を図る。

(4) 施設の規模及び構造：別紙「施設の概要」のとおり。

3 指定管理者が行う業務内容

指定管理者は次の業務を行うこととなります。

(1) 厚真町交流促進センター条例（平成8年条例第7号）（以下「交流促進センター条例」という。）第3条に規定される業務の実施に関すること。

(2) その他、別紙「厚真町交流促進センター指定管理者業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりです。

4 管理業務に要する経費

(1) 指定管理者の収入及び業務に必要な経費

ア) 指定管理者は、管理業務に必要な経費を、利用料金、飲食料その他諸収入等の収入により賄うものとする。ただし、不足が生じる場合には、厚真町が指定管理料として支払うものとします。

イ) 指定管理料の額及び支払い方法は、原則として申請時に提出された事業計画書及び収支計画書に基づき、各年度の予算の範囲内で厚真町と指定管理者が協議をし、双方で締結する協定により定めます。

(2) 利用料金制度の採用

地方自治法第244条の2第8項の規定による「利用料金制度」を採用します。

指定期間における当該施設の利用料金については、指定管理者の収入とします。

なお、利用料金の額については、交流促進センター条例で定める額を上限として、指定管理者が厚真町の承認を得て定めることができます。

詳細については、仕様書のとおりとします。

申請時の事業計画における利用料金の額については、現行の交流促進センター条例で定め

る額の範囲以内で、申請者が妥当と考える額で計画策定できるものとしします。

5 指定期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで（5年間）

ただし、平成30年4月1日から平成30年5月31日まで補修工事のため休館とします。

6 指定管理者が行う管理の基準

適正な管理の観点から必要不可欠である業務運営の基本的事項は次のとおりとします。

(1) 開館時間及び休館日について

ア) 開館時間 午前10時から午後10時までとする。ただし、宿泊者の利用時間は、午後3時から翌日の午前10時まで（チェックイン・チェックアウト）とします。

イ) 休館日 なし

ウ) 上記のア) 及びイ) は、指定管理者が特に必要と認めるときは、町長の承認を得て、変更することができます。

(2) 利用の許可及び制限に関する事項

交流促進センター条例等の定めることにより行うものとしします。

(3) 関係法令の遵守

前各号に掲げるもののほか、次に掲げる法令等及びこれらと関連する法令等を遵守して業務を遂行するものとしします。

- ア) 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- イ) 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- ウ) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- エ) 旅館業法（昭和23年法律第138号）
- オ) 公衆浴場法（昭和23年法律139号）
- カ) 食品衛生法（昭和22年法律233号）

(4) 個人情報の取扱い

指定管理者は、個人情報の適正管理に関して、厚真町個人情報保護条例（平成13年条例第14号）第7条の規定により、施設の管理にあたり個人情報を取り扱うには、その扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止、その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければなりません。

(5) 情報公開

厚真町情報公開条例第22条に基づき、厚真町を通じて、管理業務の実施に当たり保有する文書の公開等の請求があったときには、速やかにこれに応じるものとしします。

(6) 文書の管理・保存

ア) 管理業務の実施に当たり作成し、又は取得した文書については、厚真町役場処務規則（昭和30年規則第3号）の規定を準用し、適正に管理・保存すること。

イ) 指定期間終了時又は指定取消し時には、その指示に従ってこれを厚真町に引き渡していただくこととなります。

(7) 厚真町行政手続条例の適用について

指定管理者は、厚真町行政手続条例（平成9年条例第1号）第2条第3号の「行政庁」に該当するため、利用許可等の処分については、同条例の定めに従って行うことになります。

(8) 業務の一括委託の禁止

管理業務を一括して第三者に委託することはできないが、設備の保守点検や清掃業務など管理業務の主要部分以外の業務について個々に委託することは差し支えありません。

7 指定管理者と町の責任分担等

指定管理者と町の責任分担（リスク分担）については、別紙「リスク管理及び責任分担表」とおりとします。

8 申請の資格等

交流促進センターの指定管理者の指定に係る申請資格は、次のとおりとします。

(1) 団体であること。（法人格の有無は問いません。）

(2) 団体又はその代表者が次の事項にいずれも該当しないものであること。

ア) 法律行為を行う能力を有しない者

イ) 破産者で復権を得ない者

ウ) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本町における一般競争入札等の参加を制限されている者

オ) 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者

カ) 指定管理者の指定を委託とみなした場合に、自治法第92条の2、同法第142条（同条を準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に該当する者

キ) 国税及び地方税を滞納している者

ク) 厚真町における指定管理者の指定の手続きにおいて、その公正な手続きを妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ケ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者

コ) 厚真町暴力団の排除の推進に関する条例第2条第4号に規定する暴力団関係事業者

(3) 複数の団体での共同応募

ア) グループの代表となる団体を定め、代表団体が申請を行うこと。

イ) 当該グループの構成団体間で、指定管理者として行おうとする業務に関し、共同連帯して施行することを目的とする協定等を締結すること。

ウ) 指定管理者として町と協定したときは、当該グループの構成団体すべてが協定の当事者として、責任を負わなければならないこと。

エ) 当該グループの構成団体のすべてが上記(2)該当しないこと。

オ) 当該グループの構成団体は、別のグループの構成団体となり又は単独で申請することはできません。

(4) その他必要な条件

ア) 北海道内に事業所又は事務所を有する団体であること。

イ) 旅館業法及び公衆浴場法、並びに食品衛生法（飲食業）等の許可を得て管理できること。

9 申請方法

申請にあたっては、厚真町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第4条に掲げる書類を提出しなければなりません。

(1) 申請書類

- ア) 指定管理者指定申請書（様式第1号）
- イ) 申請資格に関する申立書（様式第2号）
- ウ) 事業計画書（様式第3号）
- エ) 収支計画書（様式第4号） ※年度単位及び税込額（現行8%）で記載してください。
- オ) 申請資格を有することを証する書類
 - ・ 法人登記簿の謄本（法人の場合）
 - ・ 定款、寄附行為、規約その他団体の目的、組織及び運営の方法を示す書類（非法人の団体にあつては、その団体の規約及び目的、組織及び運営の方法等これらに相当する書類）
 - ・ 非法人にあつては、団体の代表者の身分証明書
 - ・ 国税及び地方税の納税証明書（非法人の団体にあつては、代表者個人のもの。募集要項の配布開始日以降に交付されたもの）又は納税義務がない場合は、その旨の理由を様式第2号の申立書に記入してください。）
- カ) 当該団体の経営状況を説明する書類
 - ・ 前事業年度の収支（損益）計算書又はこれらに相当する書類（既に財産的取引活動をしている団体のみ。）
 - ・ 前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類（作成している団体のみ。）
 - ・ 現事業年度若しくは翌事業年度の収支予算書及び事業計画書又はこれらに相当する書類
 - ・ 団体の事業報告書を作成している場合は、当該報告書
 - ・ 団体の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類

(2) 提出部数

正本1部、副本12部を提出してください。

(3) 留意事項

- ア) 提出された申請書類の内容は、明らかな誤り又は軽微な事項を除き、変更することはありません。
- イ) 申請書類に虚偽の記載があつた場合は、失格とします。
- ウ) 厚真町が指定管理者の選定に関して必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合があります。
- エ) 申請書類は、理由のいかんにかかわらず、返却しません。
- オ) 申請書類の著作権は、申請者に帰属しますが、厚真町が指定管理者の選定結果の公表等に必要な場合には、提出書類の内容を無償で使用できるものとします。
- カ) 申請書類は、厚真町情報公開条例（平成13年条例第13号）に基づく公開請求により公開されることがあります。
- キ) 申請後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

- ク) 申請に関して必要となる費用は、申請者の負担とします。
- ケ) 厚真町が提供した資料等は、申請に係る検討以外の目的で使用することを禁じるとともに、この検討の目的内であっても、厚真町の承諾を得ることなく、第三者に使用させ、又は内容を掲示することを禁じます。

10 申請の手続

(1) 提出方法

申請書類及びその内容を記録した磁気媒体（CD-R）を持参の上、提出してください。

(2) 提出場所

〒059-1692

北海道勇払郡厚真町京町120番地

厚真町産業経済課経済グループ

(3) 受付期間

平成29年9月20日（水）から平成29年10月27日（金）までの間

ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前9時から午後5時までに限ります。

(4) 公募スケジュール

ア) 募集公告

平成29年9月20日（水）

イ) 募集要項等に関する質問書の受付

平成29年9月20日（水）～平成29年10月3日（火）

※質問書（任意様式）を提出した場合は、必ず提出した旨を問い合わせ先にご連絡ください。

ウ) 質問書への回答（随時）

平成29年9月20日（水）～平成29年10月6日（金）

エ) 現地説明会の開催

平成29年9月27日（水）午前9時30分

於：厚真町交流促進センター こぶしの湯あつま

オ) 申請書類の受付

平成29年9月20日（水）～平成29年10月27日（金）

(5) 留意事項

ア) 募集要項等の配布

募集要項等申請関係書類は、厚真町公式ホームページからダウンロードできます。

ホームページアドレス <http://www.town.atsuma.lg.jp/office/news/news/6505>

イ) 募集要項等に関する質問は、質問書（任意様式）により行ってください。

提出方法は、郵便、ファクシミリ、電子メールでも可としますが、電話（口頭）による質問は受け付けません。ただし、日程などの軽易な質問はこの限りではありません。

なお、質問に対する回答は、ファクシミリ又はメールにて回答します。

ウ) 現地説明会に参加する場合は、団体名、連絡先、参加者名を明記した参加申込書（任意様式）を平成29年9月25日午後5時までに提出してください。郵便、ファクシミリ、

電子メールでも可とします。ただし、参加者は1団体2名までとします。(募集要項及び業務仕様書等を持参ください。)

1.1 指定管理者の候補者の選定

(1) 選定方法

指定管理者候補者の選定は、第1次及び第2次の二段階審査で実施します。

審査及び選定は、「厚真町指定管理者候補者選定委員会」(以下「選定委員会」という。)が行い、町長が決定します。

また、申請者が1団体であっても選定委員会で審査し、指定管理者としての適否を判断します。

ア) 第1次審査(書類選考)

1次審査は、提出された申請書類により、資格要件及び(2)の選定基準に基づく書面審査とします。審査の結果は、応募者全てに郵送で通知します。

イ) 第2次審査

1次審査通過者について、プレゼンテーション及び申請書類により、事業計画書の内容、施設の管理能力等を総合的に審査します。

ウ) 候補者の選定は、第2次審査の結果、審査項目において評価点数の合計が最も高い団体とします。なお、第2順位以下の団体を次点候補者とする場合があります。

(2) 選定基準

ア) 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。

イ) 施設の多面的な効用を最大限に発揮するものであること。

ウ) 施設の適切な維持及び管理並びに管理経費の効果的な縮減が図られるものであること。

エ) 施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営規模及び能力を有している、又は確保できる見込みがあること。

オ) 地域経済へ対する貢献策として、地元雇用や地場製品の活用等に配慮されていること。

カ) 事業計画、収支計画が施設を管理運営する上で適切な内容となっていること。

(3) 選定の結果通知

第2次審査の結果は、厚真町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例施行規則第6条に基づき文書で通知します。

1.2 選定結果の通知及びスケジュール

(1) 1次審査 平成29年11月上旬を予定

※審査結果は速やかに通知します。

(2) 2次審査 平成29年11月上旬を予定

(3) 指定管理者候補者の決定(選定委員会審査結果を受け決定) 平成29年11月中旬

(4) 選定結果を申請者に通知 平成29年11月下旬を予定

(5) 候補者を指定管理者に指定する議案提出(議会の議決により決定) 平成29年12月中旬

1.3 指定管理者の候補者選定後における手続等

(1) 候補者との協議

ア) 指定管理者候補者と当該施設の管理運営業務の詳細について協議を行い、協議が整った場合は、その内容を仮協定として締結します。

この場合、厚真町は指定管理者候補者の提案に対して必要に応じ提案内容の趣旨を変更しない範囲内において、修正を求めることができるものとし、厚真町からの修正の求めがあった場合は、指定管理者候補者は修正に応じなければなりません。

イ) 修正協議が整わない場合は、指定管理者候補者選定を取消す場合があります。

(2) 指定管理者の決定

ア) 協議が整った指定管理者候補者については、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、指定管理者として指定する議案（指定管理者に管理を行なわせる施設の名称及び住所、指定の期間など）を厚真町議会に提出し、議決後に指定管理者として指定します。

イ) 指定にあたっては、指定管理者候補者に文書で通知するとともに公表します。

ウ) 厚真町議会への提案は、平成29年12月中旬を予定しています。

(3) 指定管理者との協定書の締結

指定管理者の指定を受けた団体は、町長と施設の管理に関する協定を平成29年12月末までに締結しなければなりません

(4) スケジュール

ア) 候補者を指定管理者に指定する提案

平成29年12月中旬

イ) 指定管理者の指定の公表

議会議決の日の翌日以降

ウ) 協定書の締結

議会議決の日の翌日から平成29年12月末

1.4 協定で定める事項

協定で定める事項については、次の事項を予定しています。

(1) 指定期間に関する事項

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで（5年間）

ただし、平成30年4月1日から平成30年5月31日まで補修工事のため休館とします。

(2) 管理に係る業務の内容に関する事項

(3) 業務計画に関する事項

(4) 利用料金に関する事項

(5) 事業報告及び業務報告に関する事項

(6) 町が負担する費用及び指定管理料に関する事項

(7) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項

(8) 管理業務を行うに当たっての保有する個人情報の保護に関する事項

(9) その他町長が必要であると認める事項

1.5 その他留意事項

(1) 指定の取消し及び協定の解除

指定管理者が次の事項に該当するときは、指定の取消し、業務の停止、協定の解除等を行うことがあります。

なお、指定管理者の指定の取消し及び協定が解除された場合、指定管理者は、厚真町又は第三者に生じた損害を賠償しなければなりません。

ア) 指定管理者が協定に違反したと認めるとき。

イ) 業務開始前に財務状況の悪化等により事業の履行が困難であると認められるとき。

ウ) 社会的信用失墜などにより指定管理者としてふさわしくないとみとめられるとき。

エ) その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるとき。

(2) 接触の禁止

選定等に関する業務に係る厚真町職員との接触により、申請及び選定についての情報を不正に入手する等の事実が認められた場合、失格や指定の取消しを行うことがあります。

(3) 次点候補者と協議を行う場合

指定管理者の指定について厚真町議会の議決を経るまでの間に、指定管理者の候補者がこの要項に定める事項に違反したとき、協議が成立しないとき、厚真町議会が指定に係る議案を否決したとき又は指定管理者の指定を取り消したときは、指定管理者の候補者の選考において次点候補となった団体を指定管理者の候補者として協議を行う場合があります。

(4) 建物・敷地・備品

建物・敷地・備品については、無料使用賃貸を原則とします。

なお、転貸は原則禁止します。

(5) 従業員の雇用

円滑に施設の管理運営を行うため、現在、施設に勤務する従業員の継続雇用に配慮してください。

(6) その他の協議すべき事項

協定書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、厚真町及び指定管理者双方が誠意を持って協議することとします。

1.6 配布資料

(1) 申請に係る様式（様式第1号・2号・3号・4号、暴力団排除に関する誓約書）

(2) 厚真町交流促進センター指定管理者募集要項

(3) 厚真町交流促進センター指定管理者業務仕様書

(4) 「リスク管理及び責任分担表」

(5) 「施設の概要」

(6) 「保守点検等一覧表」

(7) 「実施事業一覧表」

(8) 「備品一覧表」

(9) 条例関係

<http://houmu.h-chosonkai.gr.jp/~reikidb/top/search/t:0.81998400%201488799729>

- (10) 宿泊者数などの参考データ
- (11) 厚真町交流促進センター位置図

1.7 問合せ先

厚真町役場 産業経済課経済グループ

〒059-1692 勇払郡厚真町京町120番地

TEL 0145-27-2486 (直通)

FAX 0145-27-3944

メールアドレス keizai@town.atsuma.lg.jp